

三木市要介護認定及び要支援認定に係る資料提供取扱要領

平成30年7月1日

令和3年10月1日改訂

(趣旨)

第1条 この要領は、介護サービス計画、介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメント（以下「介護サービス計画等」という。）の作成等介護保険事業の適切な運営を目的として、三木市が行う要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に係る資料提供について必要な事項を定めるものとする。

(資料提供)

第2条 本要領において資料提供とは、介護サービス計画等の作成及び介護報酬の請求に当たり必要とする当該被保険者（以下「本人」という。）の要介護認定等の情報を三木市が提供することをいう。

2 資料提供に当たっては事前に本人の同意を得なければならない。この場合において、本人の同意は介護保険（要介護・要支援）認定申請書で確認する。

(資料提供対象)

第3条 本要領に基づき提供する情報は次のとおりとする。

- (1) 認定調査票（概況調査・特記事項）
- (2) 介護認定審査会における判定結果・意見
- (3) 主治医意見書

2 前項第3号に規定する主治医意見書に係る資料提供については、当該主治医意見書を作成した医師の同意を要する。この場合において、当該主治医意見書を作成した医師の同意は、主治医意見書における介護サービス計画作成等に利用されることの同意欄において確認する。

(資料提供対象者)

第4条 資料提供対象者は、本人と、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント、施設サービス、地域密着型サービス（ただし、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護に限る。）、特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護（以下「居宅介護支援等」という。）の提供に係る契約を締結している地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等とする。

2 地域包括支援センター等から、介護サービス計画等の原案の委託を受けている居宅介護支援事業者等は、資料提供を受けることができない。

3 入所（特養）判定に用いる資料提供に係る申請は、原則、本人または親族に限る。

（申込みの手続き）

第5条 資料提供を受けようとする者（以下「資料提供申込者」という。）は、要介護認定等の資料提供に係る申出書兼誓約書（様式第1号）を提出するものとする。

2 資料提供申込者は、三木市から居宅介護支援事業者等又はその職員であることを証する書類の提示又は提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 資料提供申込者は、居宅介護支援等の事業所が変更になるときであって、かつ、変更前の居宅介護支援等の事業所から情報提供を受けられないときは、本人との契約関係が明らかになる書類を提示するものとする。

4 資料提供申込者は、第2項により提示する居宅介護支援事業者等若しくはその職員であることを証する書類及び第3項により提示する本人との契約関係が明らかになる書類を複写することに同意するものとする。

（資料提供を受けた者の遵守事項）

第6条 提供を受けた情報は、当該情報に係る被保険者本人の介護サービス計画等の作成以外の目的には使用してはならない。

2 提供を受けた情報は、本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは複写、提供してはならない。

3 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等の管理者は、従業者又は従業者であった者が、上記の1及び2に記した行為を行わないよう必要な措置を講じなければならない。

4 提供を受けた情報は、厳重に管理し、紛失、破損、情報漏えい等がないよう適正な保管・管理に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処しなければならない。

5 介護サービスの提供に係る契約が終了又は解除されたとき等、提供を受けた情報を所持する必要がなくなった場合は、責任を持って廃棄しなければならない。

6 本人又は三木市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、これに応じなければならない。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から適用する

この要領は、令和3年10月1日から適用する

要介護認定等の資料提供に係る申出書兼誓約書

三 木 市 長 様

私は、下記により介護保険の被保険者に係る要介護認定等に関する資料について、提供を申し出ます。なお、資料の提供を受けた際は、下記記載の遵守事項を守り、私の責任で資料を適正に管理することを約束します。

		申請年月日	令和 年 月 日	
申 請 者	来庁者名	〒 -		事業者・施設名 (担当者名)
	住 所	〒 -		所在地
		TEL () -		TEL () -
	本人との関係 <small>転写印通付</small>	1 親族 () 2 居宅介護支援事業者 3 地域包括支援センター 4 居宅サービス事業者 5 介護保険施設 6 地域密着型サービス事業者	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()
使用目的 <small>転写印通付</small>	1 サービス計画作成に利用 2 サービス提供に利用 3 その他 () 4 入所(特養)判定に用いる※申請は、原則、本人もしくは親族に係る			

被 保 険 者	フリガナ		性 別	住 所	
	氏 名		男・女		
	生年月日	明 大 昭 年 月 日	被保険者番号		
提供資料	<input type="checkbox"/> 介護認定審査会における判定結果・意見 <input type="checkbox"/> 認定調査票 <input type="checkbox"/> 主治医意見書(主治医の同意がある場合)		認定年月日	令和 年 月 日	
			介 護 度	因 1 2 介 1 2 3 4 5	

【遵守事項】 ※下記の遵守事項に違反した場合は、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。

- 1 提供を受けた情報は、当該情報に係る被保険者本人の介護サービス計画作成以外の目的には使用しません。
- 2 提供を受けた情報は、本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは複写、提供することはありません。
- 3 提供を受けた情報は、私の従業者又は従業者であった者が、上記の1及び2に記した行為を行わないよう必要な措置を講じます。
- 4 提供を受けた情報は、厳重に管理し、紛失、破損、情報漏えい等がないよう適正な保管・管理に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処します。
- 5 介護サービスの提供に係る契約が終了又は解除されたとき、その他提供を受けた情報を所持する必要がなくなった場合は、私の責任を持って廃棄します。
- 6 本人又は三木市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

市 記 入 欄	受 付 印	提供方法・提供日	審査番号	発行者
		<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧	発行枚数	
		月 日	部・枚	

(別紙)

要介護認定等の資料提供について

1 介護保険【要介護・要支援】認定申請書の同意欄から抜粋

介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、三木市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

2 情報提供可能書類（要介護認定等の資料提供に係る申出書兼誓約書の組合せ）

本人との関係	使用目的	提供（可能）資料	条件
1 親族	4 特養入所判定	・ 判定結果	・ 窓口に来た人の身分確認証の写しをとり、続柄を聞き取り、記入する。
2 居宅介護支援事業者	1 サービス計画の作成	・ 判定結果 ・ 認定調査票 ・ 主治医意見書	・ 市外の事業所のケアマネが申請の場合は、ケアマネ証の写しが必須。
3 地域包括支援センター	1 サービス計画の作成	・ 判定結果 ・ 認定調査票 ・ 主治医意見書	
4 居宅サービス事業者	1 サービス計画の作成	・ 判定結果 ・ 認定調査票 ・ 主治医意見書	・ 有料老人ホームのうち特定施設
5 介護保険施設	1 サービス計画の作成	・ 判定結果 ・ 認定調査票 ・ 主治医意見書	
	3 その他	・ 主治医意見書	・ 認知症加算などの算定要件に主治医意見書が必要なとき
6 地域密着型サービス事業者	1 サービス計画の作成	・ 判定結果 ・ 認定調査票 ・ 主治医意見書	・ グループホーム ・ 小規模多機能型 ・ 地域密着福祉施設
	3 その他	・ 主治医意見書	・ 認知症加算などの算定要件に主治医意見書が必要なとき

※ 上記1～6以外の場合は、諸事情の聞き取りにより個別対応します。

※ 施設等における「初回のみ」の制限は削除。

(留意事項)

- 1 「新規で要介護・要支援認定を受けた」
 - ・居宅サービス計画作成依頼届出書の作成依頼の届出日以降に提供する。【第4条第1項】

- 2 「認定期間中に、居宅介護支援事業所が変更した」
 - ・変更後の事業所が変更前の事業所に請求（変更前の事業所は、本人の承諾等を得る）
ただし、変更前の事業所に請求が困難な場合は【第5条第3項】による。

- 3 「更新で居宅介護支援事業所が変わらない」
 - ・提供する。【第4条第1項】

- 4 入所判定に用いるが、本人又は家族が窓口に来れない場合
 - ・代理請求は不可。郵送での請求をしてもらい対応する。

記載例 1

申請者が、**親族**の場合

要介護認定等の資料提供に係る申出書兼誓約書

三木市長様

私は、下記により介護保険の被保険者に係る要介護認定等に関する資料について、提供を申し出ます。なお、資料の提供を受けた際は、**下記記載の遵守事項**を守り、私の責任で資料を適正に管理することを約束します。

		申請年月日	令和3年10月4日
申	来庁者名	事業者・施設名	(担当者名)
	住所	所在地	
請	本人との関係 <small>数字は選択可</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 親族(妻) 2 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター 4 居宅サービス事業者 <input type="checkbox"/> 介護保険施設 6 地域密着型サービス事業者	本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()
	使用目的 <small>数字は選択可</small>	1 サービス計画作成に利用 2 サービス提供に利用 3 その他() <input checked="" type="checkbox"/> 入所(特養)判定に用いる <small>※申請は、原則、本人もしくは親族に限る</small> 特別養護老人ホーム みきの郷	

被	フリガナ	ミキ タロウ	性別	住 所
	氏 名	三木 太郎	男・女	三木市上の丸町10-30
保	生年月日	明 大 20年8月10日	被保険者番号	0000000777
	提供資料	<input checked="" type="checkbox"/> 介護認定審査会における判定結果・意見 <input type="checkbox"/> 認定調査票 <input type="checkbox"/> 主治医意見書(主治医の同意がある場合)	認定年月日	(平成・令和) 3年4月1日
		介護度	<input checked="" type="checkbox"/> 1 2 3 4 5 <input type="checkbox"/> 1 2 3 4 5	

※分からない場合は、介護保険課で記入

【遵守事項】 ※下記の遵守事項に違反した場合は、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。

- 1 提供を受けた情報は、当該情報に係る被保険者本人の介護サービス計画作成以外の目的には使用しません。
- 2 提供を受けた情報は、本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは複写、提供することはしません。
- 3 提供を受けた情報は、私の従業者又は従業者であった者が、上記の1及び2に記した行為を行わないよう必要な措置を講じます。
- 4 提供を受けた情報は、厳重に管理し、紛失、破損、情報漏えい等がないよう適正な保管・管理に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処します。
- 5 介護サービスの提供に係る契約が終了又は解除されたとき、その他提供を受けた情報を所持する必要がなくなった場合は、私の責任を持って廃棄します。
- 6 本人又は三木市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

市 記 入 欄	受 付 印	提供方法・提供日	審査番号	発行者
	受印	<input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧	6000	
		10月4日	発行枚数 1部・枚	

記載例 2

申請者が、**親族以外**の場合

要介護認定等の資料提供に係る申出書兼誓約書

三木市長様

私は、下記により介護保険の被保険者に係る要介護認定等に関する資料について、提供を申し出ます。なお、資料の提供を受けた際は、**下記記載の遵守事項**を守り、私の責任で資料を適正に管理することを約束します。

		申請年月日	令和3年10月4日
申請者	来庁者名	事業者 施設名	居宅支援いちご (担当者名 上月 次郎)
	住所	〒 - TEL ()	673-0000 三木市本町 1234 TEL (0794) 82-1234
	本人との関係 (該当項目)	<input checked="" type="checkbox"/> 1 親族 () <input checked="" type="checkbox"/> 2 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 3 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 4 居宅サービス事業者 <input type="checkbox"/> 5 介護保険施設 <input type="checkbox"/> 6 地域密着型サービス事業者	本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()
	使用目的 (該当項目)	<input checked="" type="checkbox"/> 1 サービス計画作成に利用 <input type="checkbox"/> 2 サービス提供に利用 <input type="checkbox"/> 3 その他 () <input type="checkbox"/> 4 入所 (特養) 判定に用いる ※申請は、本人もしくは親族に係る	

被保険者	フリガナ	ミキ タロウ	性別	住所
	氏名	三木 太郎	男・女	三木市上の丸町 10-30
提供資料	生年月日	明大 20年8月10日	被保険者番号	0000000777
	<input checked="" type="checkbox"/> 介護認定書 <input checked="" type="checkbox"/> 認定調査票 <input checked="" type="checkbox"/> 主治医意見書 (主治医の同意がある場合)	判定結果・意見 該当にチェック	認定年月日	(平成 20年) 3年4月1日
			介護度	因 1 2 3 4 5

※分からない場合は、介護保険課で記入

【遵守事項】 ※下記の遵守事項に違反した場合は、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。

- 1 提供を受けた情報は、当該情報に係る被保険者本人の介護サービス計画作成以外の目的には使用しません。
- 2 提供を受けた情報は、本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは複写、提供することはありません。
- 3 提供を受けた情報は、私の従業者又は従業者であった者が、上記の1及び2に記した行為を行わないよう必要な措置を講じます。
- 4 提供を受けた情報は、厳重に管理し、紛失、破損、情報漏えい等がないよう適正な保管・管理に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処します。
- 5 介護サービスの提供に係る契約が終了又は解除されたとき、その他提供を受けた情報を所持する必要がなくなった場合は、私の責任を持って廃棄します。
- 6 本人又は三木市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

市記入欄	受付印	提供方法・提供日	審査番号	発行者
	受印	<input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧	6000 発行枚数	
		10月4日	1部・枚	